

～ 今を生き、次代を担う子どもたちが
健やかに育つことを願って ～

松本市子どもの未来応援指針



令和6年4月改訂

松本市

はじめに

明日の社会を支えていくのは今を生きる子どもたちです。その子どもたちにとって、未来に向け、様々な自分の可能性に挑戦できる環境が必要ですが、残念ながら、生まれ育った家庭の事情等にその将来が左右されてしまうことも少なくありません。家庭の経済的な困窮を含め、子どもたちの成育環境は、その生活や成長及びその後の人生に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その成育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る支援が、今、社会全体に求められています。

松本市では、平成25年に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定し、次代を担う子どもたちが、愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるよう、子どもに関わるすべての大人が連携し、共同して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めています。

また平成27年には、子どもの権利保障を推進していくため、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（現在は「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（令和2年度～令和6年度））を策定し、平成29年には、すべての子どもが自らの意思で未来を選択できる環境を整えることを目指し、「松本市子どもの未来応援指針」を策定しました。同年、指針の中で重要施策に位置付けられた「松本市子どもの居場所づくり推進事業」が始まり、松本市内で4か所の“子どもの居場所”が立ち上がりました。平成29年の指針策定から6年が経過し、現在、松本市内の子どもの居場所は18会場まで増えています。

しかしながら、社会経済状況の影響もあり、厚生労働省が平成25年に発表した「国民生活基礎調査」によると、子どもの相対的貧困率（※1）は平成15年以降上昇し、子どもの相対的貧困率は、平成24年に16.3%、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあるとされ、マスコミ等の報道でも大きく取り上げられました。その後、子どもの相対的貧困率は低下傾向が続き、令和3年には11.5%、約9人に1人の子どもが相対的貧困という状況まで改善していますが（※2）、他の先進国と比べると依然として高い水準を推移しています。

子どもの貧困をこのまま放置した場合に被る社会的損失は、将来の経済面にも多大な影響を及ぼすと考えられていることから、社会的な仕組みへの投資として早期の改善が求められています。

松本市では現在、約3万7千人の子ども（※3）が生活していますが、国が公表した貧困率の数値から本市の状況を推計すると、約4千人の子どもたちが相対的貧困の状態にあっても不思議ではないことになります。

相対的貧困は、絶対的貧困（※４）の持つ従来の貧困のイメージと違って、その実態が見えにくい特徴があります。また、経済的困窮だけでなく、核家族化の進展や雇用労働環境の変化などにより、子どもたちがその成育環境において、少なからず心配な状況に置かれ、子どもの権利が十分に保障されていない場合があることも考えられます。

そのため、松本市の取組みにおいては、経済的困窮状態のみならず、子どもたちを取り巻く成育環境が悪化し、権利侵害が発生する恐れがある状態を「子どもの貧困」と広く捉え、その状態を改善することを目指しています。すべての子どもが自分のかけがえのない価値に気づき、自ら未来を選択していける力を育むことを目的に、引き続き子どもの未来応援に向けて取り組んでいきます。



※１ 貧困率（相対的貧困率）は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの

※２ 平成３０年以降、可処分所得が新基準に変更されたため、直接的な比較ができない点には留意が必要

※３ 児童福祉法第４条では満１８歳に達するまでの者を児童としており、令和５年１０月時点での松本市の児童人口は３７，３４５人

※４ 絶対的貧困：人として最低限の生活を営むことができないような状態

< 目 次 >

1	指針策定に当たって	5
(1)	松本市子どもの権利に関する条例に基づく子どもにやさしいまちづくり	5
(2)	本指針の位置付け及び名称	5
2	子どもの未来応援に係る基本方針	7
(1)	「子どもの貧困」問題への対応方針	7
(2)	国に期待する役割	7
(3)	地域、家庭、他機関等との連携	7
3	「子どもの貧困」の社会的背景	9
(1)	子どもの貧困の認知と現状	9
(2)	国の取組み	12
(3)	長野県の取組み	14
4	松本市における取組み	15
(1)	情報共有と対策検討	15
(2)	民間活動団体との連携	15
(3)	子どもの貧困状態の実態把握	16
5	課題と今後の取組み（別表「子どもの未来応援に係る事業一覧」参照）	20
(1)	子供の安全と安心（第7条）	20
(2)	家庭における権利の保障と支援（第8条）	21
(3)	育ち学ぶ施設における権利の保障と支援（第9条）	22
(4)	地域における権利の保障と支援（第10条）	23
6	子どもの未来応援に係る重点施策	23
7	今後の推進体制及び主な取組み	25
(1)	子どもの未来応援庁内推進会議（※8）	25
(2)	実態調査の継続実施	25
(3)	子どもにやさしいまちづくり委員会（外部委員）	25
(4)	民間団体との連携	25
	<参考資料>	26
	<別表>	

1 指針策定に当たって

(1) 松本市子どもの権利に関する条例に基づく子どもにやさしいまちづくり

松本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）の施行（平成26年1月）に先んじ、次世代を担う子どもが健やかに育まれるための施策推進を目的として、平成21年度にこども部を発足するとともに、平成25年3月には、子どもを主語としたまちづくりを進めるため、「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。また、この条例の理念に基づき、子どもの権利保障を総合的、継続的に推進していくため、平成27年に「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（平成27年度～平成31年度）、令和2年に「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。条例では、「子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在」であるとして、市全体で、子どもの育ちを支えていくことを謳っていますが、子ども支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していくことも明らかにしています。

実際、現在市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体の中には、この条例制定をきっかけとして活動を開始した団体もあります。

(2) 本指針の位置付け及び名称

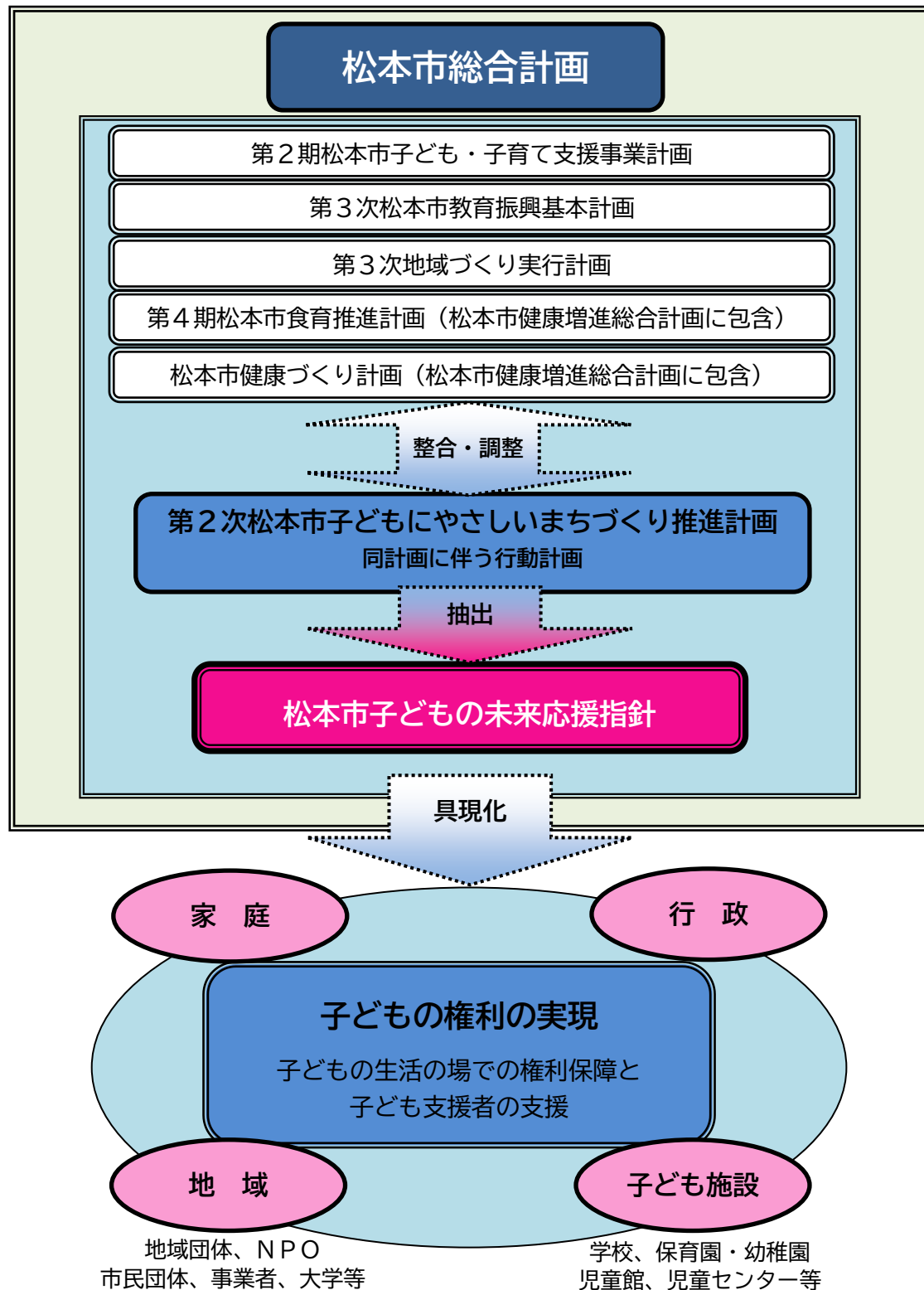
条例の第3章では、「子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援」として、次の4つの視点で取組みに努めることを明記しています。

◆子どもの安全と安心	(第7条)
◆家庭における権利の保障と支援	(第8条)
◆育ち学ぶ施設における権利の保障と支援	(第9条)
◆地域における権利の保障と支援	(第10条)

この指針では、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」のもと、すべての子どもが自らの意思で未来を選択できる環境を整えることを目指して、上記の4つの視点から市が取り組むべき施策を取りまとめました。

また、指針の名称においては、多様な可能性を秘めた子どもの未来を応援したいという願いを込めて、松本市では「子どもの貧困」という言葉は使用せず、「子どもの未来応援」の名称を用いることとしました。

◆ 松本市子どもの未来応援指針の位置付け



2 子どもの未来応援に係る基本方針

(1) 「子どもの貧困」問題への対応方針

松本市では、実情に即した取組みを進める上で、まずは様々な観点での実態把握が必要と考え、平成28年に独自の調査を行いました。この結果、いわゆる家庭の経済的困窮に関わらず、核家族化の進展や雇用労働環境の変化などを背景に、子どもたちがその成育環境において、少なからず心配な状況に置かれ、子どもの権利が十分に保障されていない状況が見えてきました。

この調査結果及び前述の条例に係る取組みを踏まえ、本市における「子どもの貧困」対策では、「子どもの未来応援」のための取組みとして、経済的困窮への対策に限定することなく、すべての子どもたちを取り巻く成育環境が悪化した状態（心の貧困、経験の貧困、つながりの貧困、文化の貧困など）を含め、その改善を目指して取組みを進めます。

また、条例に基づく「子どもにやさしいまちづくり」の推進においては、子どもたちの自己肯定感（※5）を高めることを大きな目標のひとつとしています。貧困の連鎖を断つうえでも、子どもたちが自分の未来をあきらめてしまうことがないように、自己肯定感を高めていくことが重要です。したがって、本市では、すべての子どもが自分のかけがえのない価値に気づき、自ら未来を選択していける力を育むことを目指します。

(2) 国に期待する役割

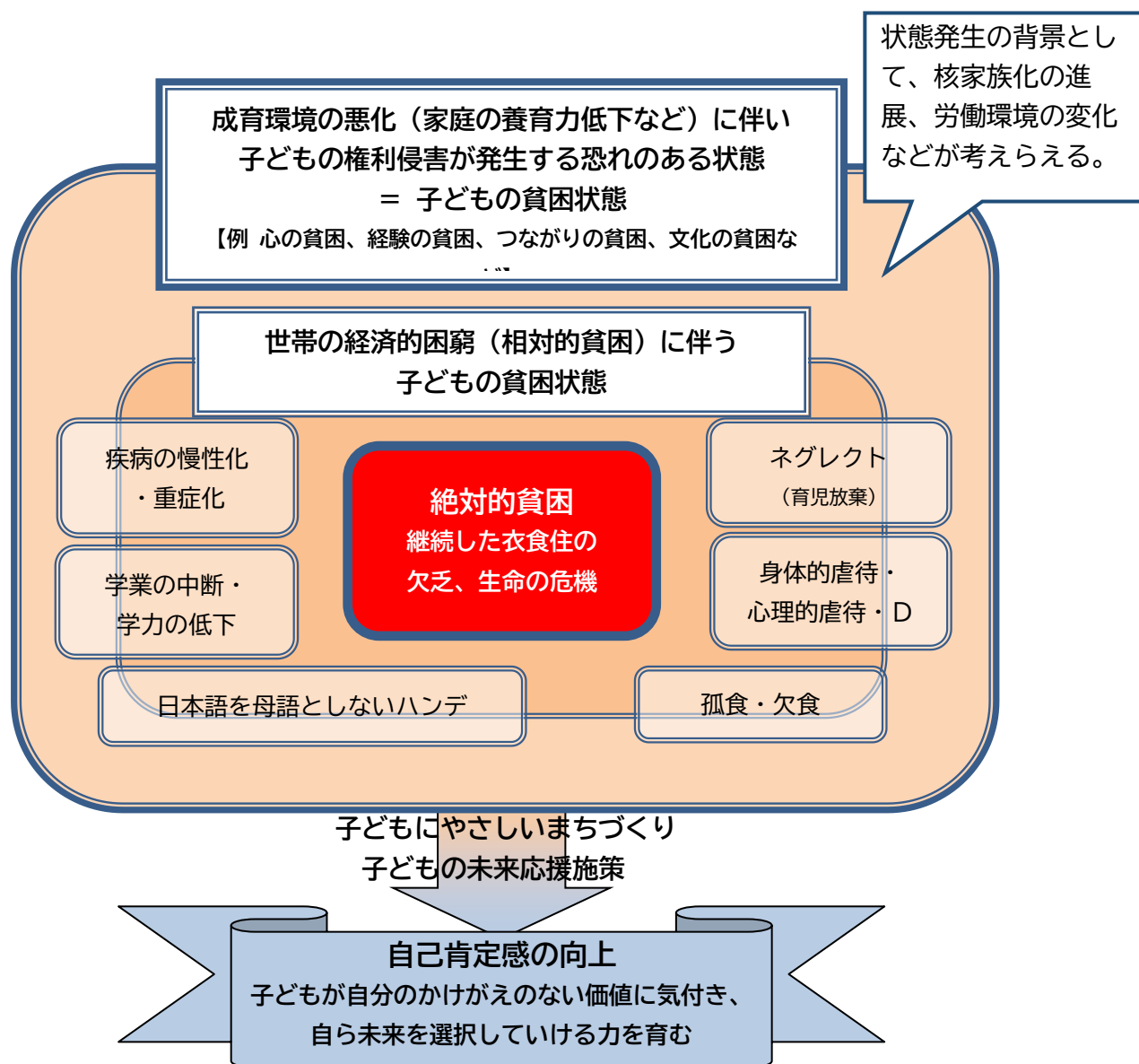
一方、この問題の是正に関しては、基礎自治体が対症的に取り組むだけでは限界があります。国では、改善すべき指標のひとつとして、子どもがいる世帯の相対的貧困率を挙げていますが、これに向けては、雇用対策やひとり親家庭に対する社会保障制度の見直し、教育費に関する負担の是正など、国における抜本的な改革が不可欠な状況です。本市では、引き続き、国の対策や取組みを注視していきます。

(3) 地域、家庭、他機関等との連携

すべての子どもに発生する恐れのある権利の侵害を取り除き、発生を予防し、子どもの自己肯定感を高めていくためには、子どもに関わるすべての大人が、子どもの未来を応援するという視点で子どもを見守り、育ちを支えていくことが必要です。地域や家庭、関係機関、企業などを含む民間団体等との連携により、この指針を核とした協働を進めます。

※5 自己肯定感 - 「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態で自分を肯定している感覚、感情などを指す

- ◆ 本指針では、以下に示された状態を「子どもの貧困」と捉え施策を進めることとします。



<参考> 国連子どもの権利条約から見た「子どもの貧困」

国連総会は、2007年（平成19年）の国連総会において、子どもたちが経験する貧困の特殊性に鑑み、「子どもの貧困」とは、単にお金がないというだけでなく、「国連子どもの権利条約」に明記されているすべての権利の否定と考えられる。」との認識を示しています。

この権利とは、大きくわけて次のようなものとされています。

- ◆ 生きる権利 ◆ 守られる権利 ◆ 育つ権利 ◆ 参加する権利

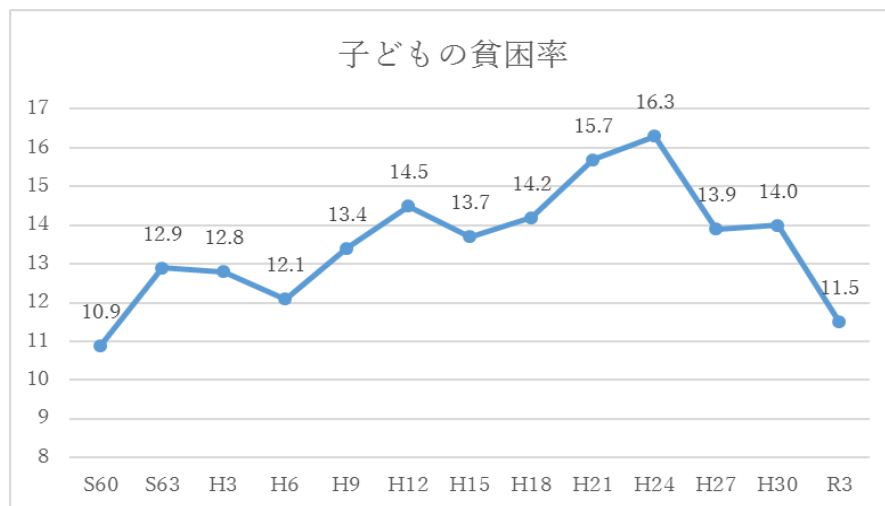
3 「子どもの貧困」の社会的背景

(1) 子どもの貧困の認知と現状

平成24年に厚生労働省により、子どものいる世帯の相対的貧困率が16.3%であることが公表され、約6人に1人の子どもが貧困の状態であることが大きな話題となりました。その後、相対的貧困率は低下傾向が続き、令和3年には11.5%まで改善しましたが、他の先進国と比べると依然として高い数値で推移しています。

衣食住が欠乏し、生命維持の危機につながる絶対的貧困に対して、相対的貧困は外からは見えづらい特徴があるといわれています。相対的貧困状態にある子どもを見過ごすことのないよう、地域や学校など社会と繋がる場をつくり、支援が行き届くようにすることが大切です。

◆ 子どものいる世帯の相対的貧困率



出典 厚生労働省「国民生活基礎調査」

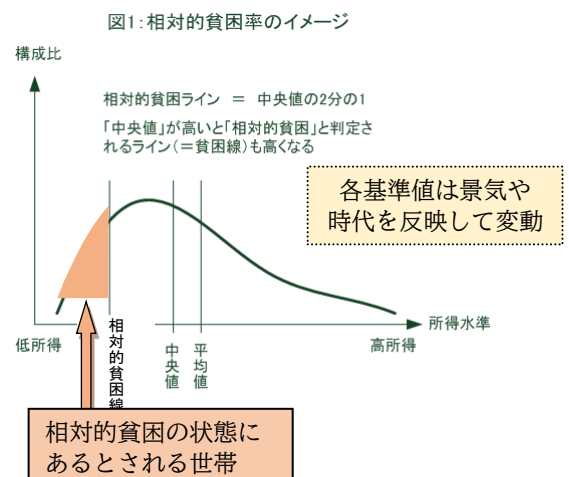
<参考>

相対的貧困線と相対的貧困率

「相対的貧困率」とは、各年の所得中央値の一定割合（一般的には50%＝「相対的貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合をいいます。

相対的貧困線はその年によって異なり、令和3年の場合、所得中央値が254万円のため、相対的貧困線は127万円となります。そのため、収入から社会保険料や税金等を差し引いた手取り金額が、127万円を下回る世帯を相対的貧困ととらえて算出しています。（扶養する子どもの人数によっても変動します。）

相対的貧困世帯の分布イメージ

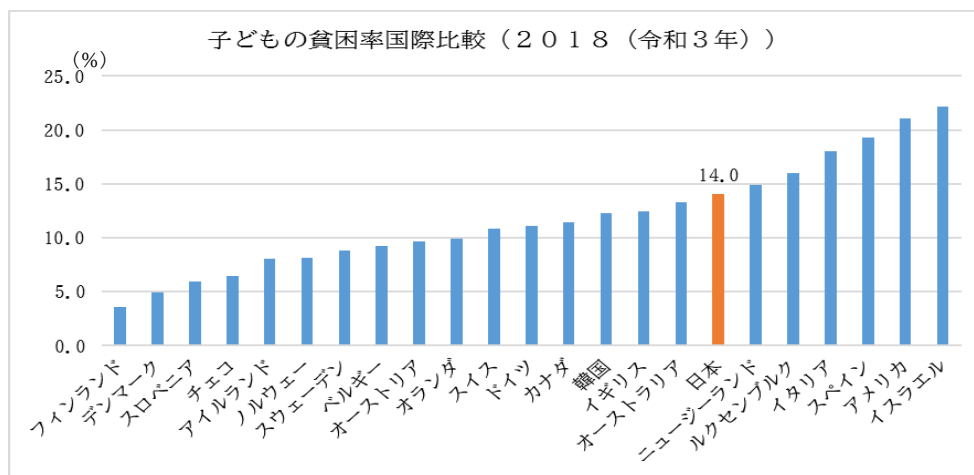


「子どもの貧困」をめぐる様々な声

⇒実態はどのようなのでしょうか？ そして本当にこのままで良いのでしょうか？

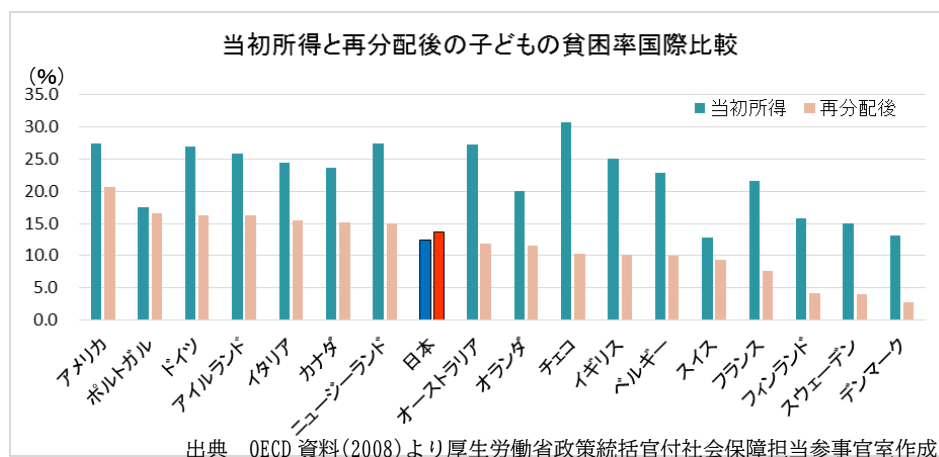
戦後じゃあるまいし…日本は先進国なのに貧困なんてあるのですか？

平成30年のOECD（※6）のまとめによると、日本の子どもの貧困率は、OECD加盟先進国のGDP上位25カ国中、7番目に高い結果でした。また令和3年には、子どもがいる世帯に限らず、全体での相対的貧困率が日本は15.4%であり、アメリカ15.1%、韓国15.3%よりも高い値となり、先進国で最も高い値となったことが話題となりました。貧困の連鎖を断ち切らなければ、日本の子どもの貧困率も他の先進国と比べて高い状態になっていくことが危惧されます。



児童手当や児童扶養手当があるし、社会保障制度もしっかりしているのでは？

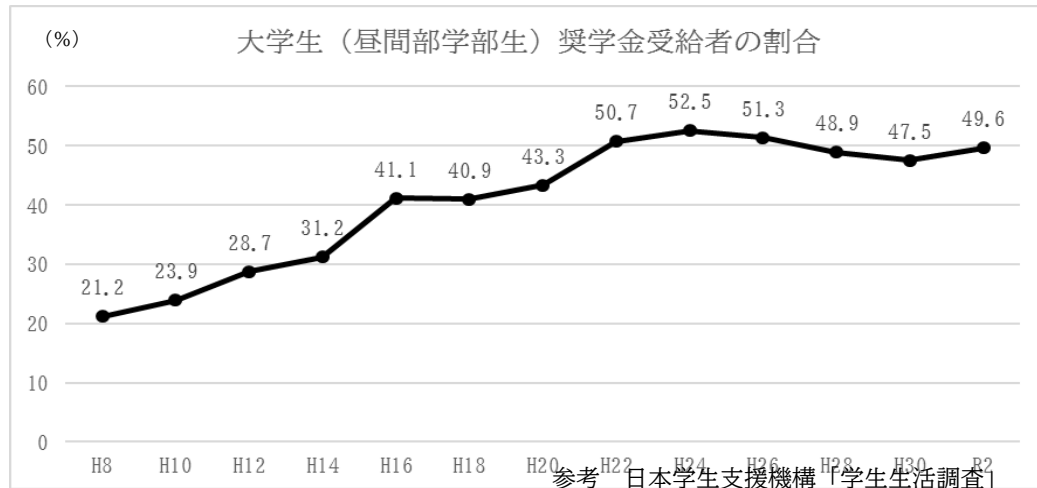
社会保障制度等による上位から下位所得者への再分配前後の結果を見ると、OECD 18カ国中、日本だけが貧困率が上昇しています。これは日本の社会保障制度が、子どもも貧困問題に対して機能していないことを表しています（2008年時点）。



※6 OECD - 国際経済全般について協議することを目的とした国際機関 2023 年現在 38 カ国が加盟

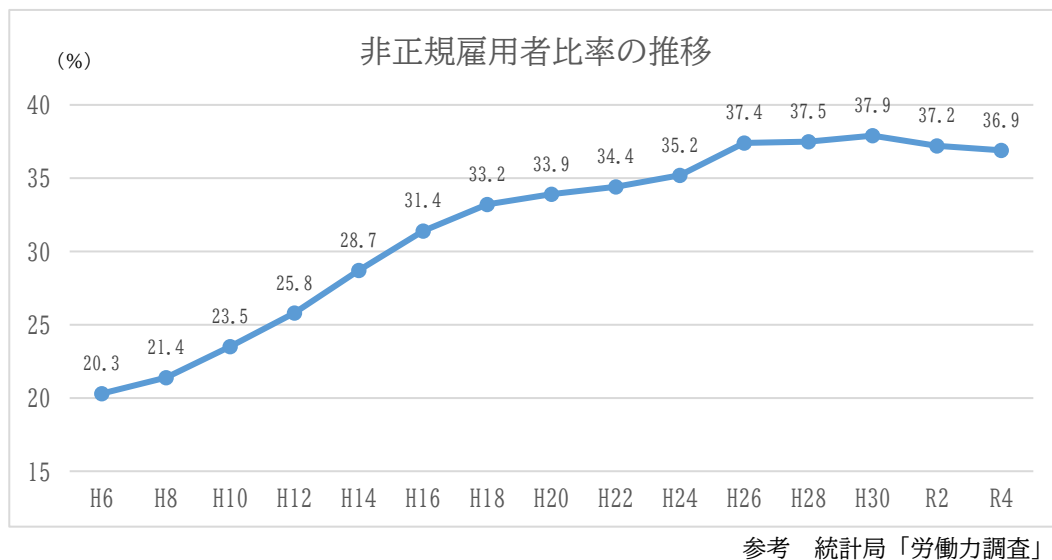
資本主義社会では、ある程度の格差発生は避けられないのでは？

現在、大学を卒業する約2人に1人は奨学金を利用しています。このことは、社会人生活がスタートする時点で負債を負うリスクがあることを示しており、格差の連鎖が続くことが懸念されます。



お金がないのは親であり、仕事やお金の使い方などは親の責任ではないか？

子どもの貧困は、労働環境の変化、非正規雇用の増大、脱出できないワーキングプア、親自身が子ども時代に貧困であった等、親の責任を問うだけでは解決できない問題となっています。子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、社会全体で解決していく、という意識を持ち続けることが重要です。



(2) 国の取組み

国は、平成6年に国連の「子どもの権利条約」を批准しましたが、全国の自治体における条例化は64団体と全体の約3.7%にとどまっています（令和5年5月時点）。

また、平成24年に厚生労働省が、日本の子どもの貧困率が16.3%であることを発表したことを受け、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行されました。法律の中では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが謳われています。

同年4月に内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」が開催され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この中では、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するという目的・理念が述べられ、法律に基づく、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの基本方針が盛り込まれました。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、誰もが活躍できる社会を創るための新たな三本の矢のひとつとして「夢をつむぐ子育て支援」が目標として示され、保育、放課後児童対策などの子育て環境の整備とともに、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備を進めることが明記されました。

具体的には、「ひとり親家庭や多子世帯等への支援」「課題を抱えた子どもたちへの学びの機会の提供」「奨学金制度の拡充」が盛り込まれ、このことを受けて、国の新しい制度として、大学及び短期大学への進学者を対象とした「給付型奨学金制度」が創設され、平成29年度からスタートすることとなりました。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けても貧困対策を総合的に推進することや、子どもの意見を尊重すること、教育の機会均等が図られるよう必要な施策を講ずることが明確化されました。また、貧困計画を策定することが、都道府県だけでなく市町村も対象に努力義務とされました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、子どもの貧困対策に関する有識者会議において、子どもの貧困率をはじめとする多くの指標で改善が見られたことや、子どもの貧困に対する社会の認知が進んできたこと等が評価された一方で、今も支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいことや、地域による取組みの格差が拡大してきたこと等について提言がまとめられました。提言を受け、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、

令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するため、「こども基本法」が令和4年6月に成立、令和5年4月に施行されました。

同時に、こどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を中心的に行う機関としてこども家庭庁が発足し、これまで内閣府が所掌していた子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務がこども家庭庁に移管されました。そうした中で、これまで司令塔不在とされていたこどもの居場所について、こども家庭庁で「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」が閣議決定され、様々な居場所（サードプレイス）づくりや子どもの可能性を引き出すための取組みを推進していくこととなりました。

(3) 長野県の実施

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条において、「都道府県は、大綱を勘案し、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるもの」とされたことから、長野県では、平成28年3月に「生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが夢と希望を持って成長する長野県を目指して」を基本目標にした「長野県子どもの貧困対策推進計画」（平成28年度～平成29年度）を策定しました。平成30年には、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための長野県の実施を総合的にまとめた「長野県子ども・若者支援総合計画（平成30年度～令和4年度）」、令和5年には「長野県子ども・若者支援総合計画（令和5年度～令和9年度）」が策定され、子どもの貧困対策も同計画の中に統合されています。計画では、誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくりを目指すため、「子どもの貧困対策」に関する成果指標を掲げ、評価することとしています（下表）。

成果指標（2-1 子どもの貧困対策）

指標名	現状	目標
子どもの貧困対策推進計画策定市町村数	23市町村 (2021年度)	77市町村 (2024年度)
信州こどもカフェ数、設置市町村数	159か所、46市町村 (2021年度)	270か所、77市町村 (2027年度)
生活保護世帯の子どもの大学等進学率	30.5% (2021年度)	50.0% (2027年度)
児童養護施設入所児童の大学等進学率	33.3% (2021年度)	54.0% (2024年度)
生活保護受給者のうち就労支援を受けた人の就労率	37.6% (2021年度)	43.8% (2026年度)
母子家庭等就業率・自立支援センターを通じた就業者数	94人 (2021年度)	117人 (2027年度)

4 松本市における取組み

(1) 情報共有と対策検討

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行及び「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定を受け、松本市では子どもの貧困対策に全庁的に取り組むため、平成27年度に9部17課で構成する「松本市子どもの未来応援庁内推進会議」（P21参照）を立ち上げ、作業部会（係長級）、幹事会（課長級）、部長会議においてそれぞれの部局が取り組む既存事業や今後の方向性について情報共有を行いました。

また、松本市の子どもとその家庭の実態を把握することを目的に、平成28年にひとり親家庭実態調査、保育園・幼稚園における実態調査、小中学校における実態調査（試行）を行いました。これらの調査結果をもとに、改めて子どもの未来応援に視点をおいて松本市が取り組む施策について整理し、本指針を作成しました。本指針案の検討を進めるとともに、それぞれの部局が取り組む施策についても、改めて子どもの未来応援に視点を置いた整理を行いました。また、具体的な施策の検討に当たっては、こども部、教育部（現教育委員会）、地域づくり部（現住民自治局）、健康福祉部など、関係部局がその都度協議を進めてきました。

また同年11月には、松本市総合教育会議において、市長、教育長及び教育委員が、子どもの貧困対策について協議を行いました。この中では、「貧困の連鎖を防ぐため、学びへの支援などの取組みを進めることが重要だが、対症療法的な取組みだけでなく国が抜本的な予防策に取り組むことも必要」、「子どもの権利条例に基づいた取組みを進めるべき」、「子どもの貧困対策に代わる名称の検討をするべき」などの意見が交わされました。

(2) 民間活動団体との連携

平成28年度から、地域において子どもの居場所づくりに取り組む団体との連絡会議を適宜開催しています。

それぞれの団体からは、電話相談や就労支援の活動を通じて、親世代が抱える生きづらさの原因が親自身の子どもの時代にあったとの気づきをきっかけに、今を生きる子どもたちへの支援を始めたことや、放課後の子どもたちとの関わりから、生きづらさを抱えた子どもの存在を知り支援を始めたこと、本市における子どもの権利条例の制定を受け、自らの子どもたちへの思いを学習支援の実施として体现するに至ったなどの経過が語られました。

また、こうした営みにあたっては、支援の対象を経済的困窮世帯などに限定した場合、新たな差別を生み出してしまうリスクを有していることや、支援者側の「ひと・場所・財源」が慢性的に不足していることが確認されました。そ

のため、松本市内の子どもの居場所では、地域の子どもであれば誰でも参加できることとしたり、地域の住民からボランティアを募集したりと、周知に取り組んでいます。

平成29年度以降も引き続き、子どもの居場所づくり推進事業交付金の交付団体との連絡会議を開催し、毎年度意見交換を行いました。令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の蔓延や子どもの居場所団体数の増加により、それぞれの団体が開催している居場所へ出向いて現状を把握したり、窓口や電話、メールで情報を聞いたり、形式を変更して意見交換を継続しています。

また、地域の情報交換、ネットワーク形成、民間と行政の橋渡しの場として、平成30年度から「松本地域子ども応援プラットフォーム（※7）」が始動したことで、子どもの居場所づくり推進事業交付金の交付団体だけでなく、松本圏域で子どもの居場所づくりに取り組む様々な団体や他自治体と、広く情報共有や意見交換が行われる機会が設けられています。

※7 行政、NPO、関係機関、支援団体、民間企業及びボランティア等の多様な主体によって構成され、地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための連携・支援組織。

(3) 子どもの貧困状態の実態把握

子どもの貧困状態の実態を把握するため、令和4年に松本市が実施した「松本市ひとり親家庭実態調査」および長野県が実施した「長野県子どもの子育て家庭の生活実態調査」の結果を参考資料としてまとめました。

ア 松本市ひとり親家庭実態調査

(ア) 概要

- 実施時期 令和4年8月1日から8月31日まで
- 調査対象 児童扶養手当受給資格者
- 実施方法 L o G o フォームへ回答
- 有効回答 370世帯（対象世帯数1,948世帯、回答率18.9%）

(イ) 主な調査結果（詳細は参考資料1に掲載）

- 世帯の収入について208万円を基準値として、基準値未満をAグループ、基準値以上をBグループと分類して分析
- 非正規雇用がAグループでは61.6%、Bグループでは27.5%と明らかな差異がみられた。
- 子どもの進路について、Bグループでは大学までと希望した回答が

21. 8%だったが、Aグループでは13.9%であった。

- 現在心配なことについて、Aグループは「収入が少ない・不安定（15.6%）」が最も高く、次いで「食品・光熱水費の値上げ（12.7%）」であった。Bグループは「子どもの養育費（13.1%）」が最も高く、次いで「食品・光熱水費の値上げ（12.2%）」であった。
- 「他の支払いができなくなるので支出しないことが多い」ものは両グループともに「趣味・娯楽（Aグループ15.5%、Bグループ16.8%）」が最も高く、次いで「散髪・衣服・くつ（Aグループ14.7%、Bグループ15.7%）」であった。

(ウ) 意見や要望など（一部抜粋）

「収入が少なかったときは、将来への不安が大きかった。食事付きの公民館行事に助けられた。」
「ひとり親になった時に、利用できる制度の一覧がほしかった。最大限の公的補助の中で、自分が利用できるものがどれなのかわかるようなものがあるとよい。」
「中学から高校その先の進路にお金がかかるので大変です。今の世の中の流れで就職も一握りで、値上げばかりで生活は苦しくなる一方です。」
「こどもも自分も障がいがあるため、なかなか働けない。」
「制度があっても理解ができない、新しい人とかかわって自分のことをいちから話すのがしんどい」
「お金の給付は助かるが、必要な人に必要なものが届くようにオムツや粉ミルクの現物支給をしたり、保育園にお昼寝コートを支給して親の負担を減らしたり、身近なところで支援があると助かります。」

イ 長野県子どもの子育て家庭の生活実態調査（松本市抽出分）

(ア) 概要

- 実施時期 令和4年6月28日から7月25日まで
- 調査対象 子ども・保護者：小学1年、小学5年、中学2年、16歳から17歳（高校2年相当）の子どもとその保護者
支援機関等：スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市町村社会福祉協議会、こどもカフェ運営団体等 653機関
- 実施方法 子ども・保護者：住民基本台帳から無作為抽出し、郵送により調査票を配布、回収

支援機関等：全数調査、インターネットによる

- 有効回答 子ども 1, 955 件 (21.7%)、保護者 3, 127 件 (26.1%)

(イ) 松本市抽出分の調査結果

- 松本市の生活困難状況（※8）の割合は、困窮家庭 8.1%、周辺家庭 12.4% で、県全体の困窮家庭 7.5%、周辺家庭 12.8% と同様の傾向であった。また、平成 29 年調査結果（松本市抽出分）の生活困窮家庭 8.0%、周辺家庭 13.2% と変化はみられなかった。
- 子育てで大変だと思うことについて、「一人で子育てしている孤立感」と回答する者の割合が、一般家庭 4.0%、周辺家庭 9.7%、困窮家庭 15.4% と、困窮度が高い家庭ほど高かった。
- 学校生活が「楽しくない」と回答する子どもの割合は、一般家庭 3.8%、周辺家庭 6.7%、困窮家庭 14.3% で、困窮家庭の子どもが有意に高かった。
- 学校が楽しくない理由として、「勉強についていけない」「勉強がつまらない」と回答する子どもの割合は、それぞれ一般家庭 21.9%、59.4%、周辺家庭 55.6%、44.4%、困窮家庭 57.1%、71.4% で、学校がつまらない理由として勉強を挙げる子どもが、周辺家庭および困窮家庭に多い傾向があった。
- 普段している活動について、テレビ・インターネットを「毎日 2 時間以上見る」子どもの割合は、一般家庭 31.6%、周辺家庭 32.7%、困窮家庭 50.0% と、困窮家庭の子どもに毎日 2 時間以上と回答する割合が高かった。
- 今の自分の気持ちについて、「とても孤独を感じる」と回答する子どもの割合が、一般家庭 3.7%、周辺家庭 2.5%、困窮家庭 11.1% と、困窮家庭の子どもが最も高かった。
- 自己肯定感について、「頑張れば、むくわれると思う」と回答する子どもの割合が、一般家庭 78.9%、周辺家庭 78.7%、困窮家庭 73.9% と、困窮家庭の子どもに低い傾向があった。
- 子育てに関する相談（市役所・町村役場の窓口）について、「相談しなかったが、抵抗感があった」「相談する窓口や方法がわからなかった」

と回答した割合が、それぞれ一般家庭2.2%、3.4%、周辺家庭4.9%、2.9%、困窮家庭17.9%、13.4%で、困窮家庭の保護者は窓口相談したいものでできていない者の割合が高かった。

- 子ども食堂について、「利用したかったが、抵抗感があった」「利用の仕方がわからなかった」と回答した子どもの割合が、それぞれ一般家庭1.3%、5.8%、周辺家庭1.9%、6.8%、困窮家庭7.5%、11.9%で、困窮家庭の子どもは、子ども食堂を利用したいものの、利用できていない者の割合が高かった。

(ウ) 意見や要望など自由記述（一部抜粋）

（小学5年生）

「学校給食をなくさないでほしい。」
「色々な人とたくさん遊べる場所（施設）ができてほしい。」
「もっと体験できるものを増やしてほしい。」
「親がずっと在宅勤務だといい。」
「もう少し親や家族が気持ちをわかってくれるといい（もらいたい）。」
「お父さんとお母さんがこわく、ひどい言葉やよく叩かれる。」
「塾に行きたいけど行けない。」
「勉強がもっと得意になりたいので無料の勉強会を開いてほしい。」

（中学2年生）

「コロナ前と同じように学校行事をもどしてほしい。」
「もっと若者が安心して遊べる所やくつろげる場所を増やしてほしい。」
「中学校や小学校のうちからお金の使い方を学べるようにしてほしい。」
「高校・大学の無償化」「不登校の子どもにとって相談できる場所、教室に行きづらいの子のための場所はとても支えになるので、そういった場所がある学校がたくさんできてほしい。」

（17歳）

「放課後学校にいられなくなってしまった時に、無料で居られる場所がほしい。」
「学校の近くに気軽に利用できる自習スペース（フリースペース）がほしい。」
「私立高校の授業料を無償化してほしい。」
「大学授業料の支援金があればよいと思う。」
「母子家庭なので、学費を免除、または支援金などの手当を増やしてほしい。」

※8 ①低所得、②家計のひっ迫状況、③子どもの体験や所有物の欠如のうち、①②③で2つ以上の要素に該当＝困窮家庭、1つの要素の該当＝周辺家庭、該当なし＝一般家庭と分類。また、困窮家庭と周辺家庭を併せて「生活困難家庭」としている。

5 課題と今後の取組み（別表「子どもの未来応援に係る事業一覧」参照）

ここでは、実態調査や意見交換等により見えてきた課題を、核家族化の進展や共働き世帯の増加などの社会的背景と合わせ、松本市子どもの権利条例第3章の4つの視点（第7条から第10条）に基づいて整理し、それぞれに対応する主な施策についてまとめました。

なお、対応する施策のNo.は、別表「子どもの未来応援に係る事業一覧」のNo.を記載しています。

(1) 子供の安全と安心（第7条）

課題

- 孤食、欠食の発生
- 子どもに対する虐待や差別、いじめの発生、子どもの孤立
- DVや夫婦喧嘩に伴う心身への悪影響
- 医療未受診状態の放置

対応策

- ◇ 子どもを虐待から守る活動と発生の予防に向けた取組み
 - ・ 児童虐待相談事業<事業No.2>
 - ・ 児童虐待防止連絡事業<事業No.3>
- ◇ 子どもに寄り添う相談と支援
 - ・ 地域保健活動<事業No.1>
 - ・ 子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室こころの鈴）<事業No.6>
- ◇ 民間団体と連携した居場所づくり
 - ・ 子どもの居場所づくり推進事業<事業No.4>

<参考> 松本市子どもの権利に関する条例 第7条

- 第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。
- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(2) 家庭における権利の保障と支援（第8条）

課題

- 子育てに対する不安、困り感の増大
- 子育ての悩みに関する相談相手の不在、相談に対する抵抗感
- 保護者の就労状況が安定しないことによる子どもの不安感増大
- 家族の障がいや傷病などに起因する世帯の経済的困窮

対応策

- ◇ 保護者への相談支援
 - ・ 地域保健活動（相談事業）【再掲】＜事業No.1＞
 - ・ こんにちは赤ちゃん事業＜事業No.2 1＞
 - ・ 子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室こころの鈴）【再掲】＜事業No.6＞
 - ・ 子ども・子育て安心ルーム事業＜事業No.2 4＞
 - ・ 子育て支援センター運営事業（子どもプラザ）＜事業No.2 6＞
 - ・ 子どもの居場所づくり事業【再掲】＜事業No.4＞
 - ・ ひとり親相談事業＜事業No.2 9＞
- ◇ 保護者に対する就労支援
 - ・ 高等職業訓練促進事業費給付事業＜事業No.3 0＞
 - ・ 職業・労働相談＜事業No.3 2＞
 - ・ 女性デジタル人材育成研修事業＜事業No.3 3＞
- ◇ 各種給付制度による保護者への経済支援
 - ・ 生活保護制度＜事業No.1 7＞
 - ・ 児童扶養手当給付事業＜事業No.3 1＞

<参考> 松本市子どもの権利に関する条例 第8条

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(3) 育ち学ぶ施設における権利の保障と支援（第9条）

課題

- 不登校、ひきこもり児童生徒への教育機会の確保
- 経済的困窮等を理由とした希望進路の断念、高校中退
- 学習の遅れ、学力低下を理由とした自己肯定感の低下

対応策

- ◇ スクールソーシャルワーカー等による支援
 - ・ 自立支援教員・中学校学力向上推進教員等の配置事業<事業No.3 7>
 - ・ スクールソーシャルワーカー等による支援体制の整備<事業No.3 8>
- ◇ 学習環境の確保に向けた経済的支援
 - ・ 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業<事業No.4 2>
 - ・ 松本市育英資金奨学金制度<事業No.4 3>
- ◇ 学習のサポート
 - ・ 生活保護世帯の子どもに対する学習支援<事業No.3 5>
 - ・ 放課後子ども教室推進事業<事業No.3 6>
 - ・ 子どもの居場所づくり事業【再掲】<事業No.4>
 - ・ 日本語を母語としない児童生徒支援事業（松本市子ども日本語教育センター）<事業No.4 1>
 - ・ コミュニティスクール事業<事業No.9>

<参考> 松本市子どもの権利に関する条例 第9条

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子どもの支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(4) 地域における権利の保障と支援（第10条）

課題

- 子育て世帯の地域からの孤立、交流の喪失など
- 核家族、ひとり親家庭の増加に伴う世代間交流機会の減少
- 放課後留守宅家庭等の子どもの居場所

対応策

- ◇ 子育て世帯と学校や地域の交流促進
 - ・ 子どもの生活支援<事業No.45>
 - ・ コミュニティスクール事業【再掲】<事業No.9>
- ◇ 子どもが放課後等に安心して過ごせる地域の居場所づくり
 - ・ 放課後児童健全育成事業<事業No.46>
 - ・ 放課後子ども教室推進事業【再掲】<事業No.36>
 - ・ 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」<事業No.47>
 - ・ 子どもの居場所づくり事業【再掲】<事業No.4>

<参考> 子どもの権利に関する条例 第10条

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

6 子どもの未来応援に係る重点施策

子どもの未来応援については、前章で述べた対応策を中心に、別表に記載した事業の総合的な展開により、全庁的に取り組んでいきます。中でも食事提供を伴う子どもの居場所の拡大は、前章の4つの視点を推進できる施策として有効であるため、学習支援会場の拡大とともに特に力を入れて取り組む施策と位置付けます。

子どもが自らの意思で歩いて参加できる居場所の拡大は、学校でも家庭でもない「第三の居場所」として、子どもたちが新たな人間関係を構築し安心して過ごせる場となるとともに、地域コミュニティ再生の礎となることが期待されます。

そこでは、会話をしながらの食事、様々な世代の交流による教え教えられる体験活動、学習支援などの営みが行われ、子どもたちが親や友達以外の他者と多様なつながりを持つ経験が発生します。

こうした経験は、子どもたちの自信につながり、子どもの自己肯定感を保持あるいは高める上で、他に代えがたい資源となるものです。

このことから、これらを通じた成果指標として、子どもたちの自己肯定感を高めることを目指します。

○ 重点施策（特に力を入れて取り組む事業）

施策内容	現状値	目標値
食事提供を行う子どもの居場所の拡大	18カ所 (令和5年度)	28カ所 (令和8年度)

○ 成果指標

指標内容	現状値	目標値
自信がついたと考える子ども	77.9% (令和4年度)	90% (令和8年度)

※ 現状値は、松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金の交付団体が開催している居場所に参加した子どもを対象としたアンケートによる。

7 今後の推進体制及び主な取組み

(1) 子どもの未来応援庁内推進会議（※8）

部局横断の庁内会議により、引き続き子どもの未来応援に向けた取組方針の共有を図るとともに、効果的な事業の推進を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進に当たり、地域全体で子どもの生活を支援する仕組みづくりについても検討するとともに、医療費や給付費の負担方法、中高生への学習支援や奨学金制度のあり方、フードドライブ、学用品等リユース事業の推進、ひとり親の養育費取得促進などに向けた研究を行います。

(2) 実態調査の継続実施

実態の把握と課題の可視化のため、調査を継続的にを行います。調査対象、項目、指標などを研究するとともに、結果の分析、検証を行います。

(3) 子どもにやさしいまちづくり委員会（外部委員）

子どもにやさしいまちづくり委員会では、子どもの貧困については特に取組みが求められる課題と位置付け、分科会等で情報の共有や取組みの検証を実施します。

また、ここでは子どもの貧困との関連が疑われる問題（いじめ、不登校など）の調査、研究等の方法も検討していきます。

(4) 民間団体との連携

民間活動団体や子どもにやさしいまちづくり委員会の有識者を交えた連絡会の開催により、NPO法人や地域住民、関係機関等との連携による家庭、子ども目線の対策を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランス（※9）の向上による家庭成育環境の充実や、民間団体の活動充実のための寄付、基金メニューの充実、クラウドファンディング（※10）の活用検討などを目的に、銀行や企業セクターとの連携を検討します。

※8 8部局（総務部、総合戦略局、住民自治局、環境エネルギー部、健康福祉部、こども部、建設部、教育委員会事務局）17課（人権共生課、総合戦略室、地域づくり課、市民相談課、環境・地域エネルギー課、福祉政策課、生活福祉課、健康づくり課、こども育成課、こども福祉課、保育課、労政課、住宅課、教育政策課、学校教育課、学校支援室、生涯学習課）で構成

※9 ワーク・ライフ・バランス－「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。」ことを指す。

※10 クラウドファンディング－不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

<参考資料>

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができるようになります。

す。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）

は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

（1） かけがえのない自分が大切に尊厳存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。

（2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けて安心して生きていくことができること。

（3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

（4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。

4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

（子どもの安全と安心）

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

（家庭における権利の保障と支援）

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障と支援）

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

（地域における権利の保障と支援）

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受ける

ことができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

- 第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。
- 2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。
 - 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。
 - 4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

- 第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

- 第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

- 第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。
- 2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

- 第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな

状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

- 2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

（子どもの権利擁護委員）

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

- 4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

- 5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- （1） 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- （2） 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- （3） 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

- 2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関

係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

（推進計画）

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

（子どもにやさしいまちづくり委員会）

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

（1） 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000